

ラムサール条約とは？

ラムサール条約とは、湿地の保全と賢明な利用を進めることを目的とした条約です。ラムサール条約ができるまでには、長い歴史がありました。



はるか昔・・・

川の近くなどの水辺には、たくさんの文明が栄えていた。



産業革命以降・・・

水辺は次々に埋め立てられ、住宅地や工業地帯へと姿を変えていった。



これは大変なことになった!!
なんとかしなくては・・・

そして・・・

川は汚れ、多くの生きものが少しずつ姿を消した。



1971年2月

イランのカスピ海湖畔の町ラムサールに18カ国の代表が集まり、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」が採択された。これが「ラムサール条約」である。日本は1980年にラムサール条約に加入した。

保全再生

水鳥の生息地だけでなく、私たちの生活環境を支える重要な生態系として、幅広く湿地の保全・再生を呼びかけています。

賢明な利用

ラムサール条約では、産業や地域の人々の生活とバランスのとれた保全を進めるために、湿地の「賢明な利用 (wise use : ワイズユース)」を提唱しています。賢明な利用とは、湿地の生態系を維持しつつ、そこから得られる恵みを持続的に活用することです。

交流学習

ラムサール条約では、湿地の保全や賢明な利用のために、人々の交流や情報の交換、教育、普及啓発活動を進めることを決議しています。

ラムサール条約締約国



締約国数：152の国と地域

条約登録湿地：1,608ヶ所

総面積：140,123,652ヘクタール

※日本の約3.5倍、央道湖・中海の約9,000倍の面積。

(2006年6月13日現在)